（同項	同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と		
（改正法附則第三十四条第二項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の規定によより読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の二の一第一項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を適用した場合の」と	まず同項	同項各号に掲げる規定」と
第三項第五号			

第三十九条の四十五第四項各号	当該金額	それぞれこれらの金額	第三十九条の四十五第四項各号に定める金額、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧施行令」という。）第三十九条の四十四第四項各号に定める金額、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二条の二第四項各号に定める金額又は震災特例法施行令第二十二条の二第三項各号						
第三項第五号イ	当該規定	それぞれこれらの規定							
第三項第五号ロ	次に掲げる金額の区分	（次に掲げる金額	それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる金額の区分						
第三項第五号ロ(1)	第三十九条の四十五第四項第一号	第三十九条の四十五第四項第一号又は旧効力措置法施行令第三十九条の四十四第四項第一号若しくは震災特例法施行令第二十二条の二第三項第一号							
	第六十八条の十五第二項	第六十八条の十五第二項又は旧効力措置法第六十八条の十四第二項若しくは第二十五条の二第二項							
	同項の規定	これらの規定							
第三項第五号ロ(2)	第三十九条の四十五第四項第二号	第三十九条の四十五第四項第二号又は旧効力措置法施行令第三十九条の四十四第四項第二号若しくは震災特例法施行令第二十二条の二第三項第二号							
	第六十八条の十五第三項	第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十四第三項若しくは第二十五条の二第三項							
	同項の規定	これらの規定							
第三項第六号	第六十八条の十五の三第一項第八号に掲げる規定	第六十八条の十五の三第一項第八号に掲げる規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の二第一項若しくは第二項の規定							
第三項第六号イ	当該規定	それぞれこれらの規定							
	前条第十四項	前条第十四項又は震災特例法施行令第二十二条の三第二項若しくは第二十二条の三の二第二項							
	同項	これらの規定							
第三項第六号ロ	当該規定	それぞれこれらの規定							
	前条第十四項	前条第十四項又は震災特例法施行令第二十二条の三第二項若しくは第二十二条の三の二第二項							
	同項	これらの規定							